

資料1 武蔵野市福祉総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市における豊かな地域福祉の実現を目指し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく計画（以下「武蔵野市地域福祉計画」という。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく計画及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18の規定に基づく計画（以下これらを「武蔵野市高齢者保健福祉計画」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく計画（以下「武蔵野市介護保険事業計画」という。）並びに障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項の規定に基づく計画（以下「武蔵野市障害者計画」という。）を総合的に策定するため、武蔵野市福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会に、次に掲げる部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 地域福祉計画部会
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会
- (3) 障害者計画部会

(審議事項)

第3条 部会は、それぞれ次の事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 地域福祉計画部会 武蔵野市地域福祉計画の改定及び武蔵野市福祉総合計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会 武蔵野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定に関すること。
- (3) 障害者計画部会 武蔵野市障害者計画の改定に関すること。

(構成)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 公募による者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。

(部会長等)

第6条 各部会に部会長及び副部会長各1人を置く。
2 部会長は、各部会の委員が互選し、副部会長は、

部会長が指名する。

3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会の部会長及び障害者計画部会の部会長は、地域福祉計画部会の委員を兼ねる。

4 地域福祉計画部会の部会長は、委員会の委員長を兼ねる。

(会議の招集)

第7条 部会の会議は、必要に応じて各部会長が招集する。

2 部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第8条 庁内の推進体制として、委員会のもとに幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事会に、座長及び副座長各1人を置く。

4 座長は福祉保健部長とし、副座長は生活福祉課長とする。

5 幹事会に関する庶務は、生活福祉課において行う。

(ワーキングスタッフ)

第9条 部会は、必要な事項の事務処理を行うため、ワーキングスタッフを設置することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は生活福祉課において処理し、各部会の庶務は武蔵野市地域福祉計画、武蔵野市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画又は武蔵野市障害者計画を所管する各課が処理するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年2月4日から施行する。

別表（第8条関係）

福祉保健部長
福祉保健部生活福祉課長
福祉保健部高齢者福祉課長
福祉保健部介護保険課長
福祉保健部障害者福祉課長
福祉保健部保健推進課長
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会事務局長